

バーナード・ローリンにおける動物倫理思想の特徴 ——ピーター・シンガーとの比較において

高橋優子

はじめに

日本の獣医学教育にはコア・カリキュラムというものが定められており、最低限教えなければならない事項が存在する。獣医倫理・動物福祉学のコア・カリキュラム¹では「動物の権利論」と「動物の福祉論」が似て非なるものであることを理解させることになっている。すなわち「動物の権利論」とは動物利用を禁止する立場であり、「動物の福祉論」とは動物利用を許容する立場であるという図式的な対照関係²を「理解」させる必要があるということである。この図式に沿って獣医師国家試験の倫理の問題も出題されることになる³。現コア・カリでは倫理的な解説なしにバーナード・ローリンが冒頭から引用される一方で、「動物の権利論」の代表は功利主義哲学者のピーター・シンガーであると紹介されている。さらに義務論者のトム・レーガンに言及されているが、内容は一切紹介されていない。要するに、シンガーが権利論＝動物利用禁止の代表者であり、明示されていないもののローリンが福祉論＝動物利用許容の代表者であるかのごとき図式が読者の中に形成されることになる。しかし実際の思想的付置はこれとは異なる様相を呈している。本論ではシンガー『動物の解放』⁴とローリン『動物倫理の新しい基礎』⁵を比較することによって、この点を明らかにしてゆきたい。

¹ 池本卯典・吉川康弘・伊藤伸彦監修『獣医学教育モデル・コア・カリキュラム準拠 獣医倫理・動物福祉学』緑書房、2013年。

² 同書、19～20頁参照。

³ 農林水産省が出している「獣医師国家試験出題基準 平成26年度改正」（全107頁）によると、大項目「獣医師の役割」の中に中項目「動物の福祉」があり、その下に小項目として「動物の福祉」や「動物の権利」が入れられている。

⁴ Peter Singer, *Animal Liberation: The Definitive Classic of the Animal Movement*, Updated Edition, New York: Harper Collins, 2009. 邦訳はピーター・シンガー著 戸田清訳『動物の解放 改訂版』人文書院、2011年。以下 Singer と略記する。

⁵ Bernard E. Rollin, *A New Basis for Animal Ethics: Telos and Common Sense*, Columbia: University of Missouri Press, 2016. 邦訳はバーナード・ローリン著 高橋優子訳『動物倫理の新しい基礎』三揚社、2019年。以下 Rollin と略記する。

第1節 ピーター・シンガー『動物の解放』と「動物の権利」

1975年出版の『動物の解放』が、動物倫理における記念碑的な作品であることは、多言を要しない。思想史において散発的に論じられてきた例外事項としての動物倫理を、真正面から取り上げた最初の倫理学者がシンガーである。彼の立場はジェレミー・ベンサムの流れをくむ「改革的功利主義」であり、感覚（sentience）の存在に注目して、苦痛や幸福を感じる能力があれば、人であるか動物であるかという種の違いは捨象すべきだと主張する。

ベンサム自身は「権利」という語を使用しているが、シンガーはこれについて便宜的な意義しか認めておらず、次のように述べている。

ベンサムは…「権利」について語っているが、その議論は実際には権利についてよりも、むしろ平等についてのものである。ベンサムは周知のように「自然権」は「ナンセンス」と述べ、「自然であり規定できない権利」を「支柱に乗ったナンセンス」と呼んだ。彼は人々と動物が道徳的に受けるべき保護に簡潔に言及する方法として、道徳的権利について語った。しかし、道徳的議論の現実の重みは、権利の存在の主張に依拠するわけではない。というのは、今度はこれが、苦しみと幸せの可能性にもとづいて正当化されねばならないからである。このようにして私たちは、権利の究極的性質についての哲学的論争に巻き込まれることなく、動物のための平等を主張できる。⁶

さらにシンガーは、彼自身が動物の「権利」概念に何らの意義も認めないということを言明している。「権利という用語は便利な政治的省略表現である。…しかし私たちの動物に対するラディカルな変革のための議論においては、それはまったく必要ない」⁷。それゆ

⁶ Singer, p. 8. 邦訳、29頁。訳文の「規定できない（権利）」の原語は“imprescriptible”であるが（ただしシンガーの引用では“imprescriptable”と綴られている）、この語に「規定する」という意味はない。「不可侵の」あるいは「絶対的な」などと訳すべきである。原語には「法的に無効化できない」というニュアンスがあるからである。さらに訳文の「支柱に乗った（ナンセンス）」も日本語として理解しがたい。原語“upon stilts”の直訳は「竹馬の上の」のようになるので「かさ上げされた」と訳す方がわかりやすいであろう。

⁷ Singer, p. 8. 邦訳、29～30頁。

え「感覚 (sentience) を持つということ (…) は、その生きものの利益を考慮するかどうかについての、唯一の妥当な判断基準である」⁸と。

第2節 バーナード・ローリン『動物倫理の新しい基礎』と「動物の権利」

これに対してローリンは、40年以上の動物倫理および獣医倫理の研究・教育・社会活動の集大成ともいえる『動物倫理の新しい基礎』において、シンガーの功績を認めつつも、喜びや苦痛の「衡量」が不可能であることを指摘し、また単に功利主義を受け入れない限り成立しない議論であることを理由に、動物倫理の拠って立つ基盤として使用にたえるものではないと判断して、以下のように述べている。

動物には痛みや喜びを感じる能力があるので、彼らはベンサムによると、道徳的配慮の射程に入る。しかし私は、動物倫理の功利主義的基礎づけには満足できなかった。まず、倫理のための功利主義的基盤を受け入れない者は誰でも、普通そこから生み出される動物倫理を受け入れないだろう。第二に、社会全体の喜びの最大化と痛みの最小化に倫理を基礎づけることは、あらゆる形の喜びと苦しみの通約可能性を前提している。…異なる否定的経験が、あるいは肯定的経験のすべてが、きれいに均一の尺度におさまり、計測され、比較されうるのか、私にはまったく理解できない。⁹

これらの理由に加えて、功利主義が「最大多数の最大幸福」を標榜する以上、不可避免的に多数者の少数者への抑圧をゆるしてしまう危険性があるということをローリンは懸念し「マジョリティの利益のためにマイノリティを抑圧することの完全な誤りは、これらマイノリティに与えられた諸権利の問題が消滅してしまうということ」¹⁰だという。要するにローリンの立場は、功利主義をベースとして認めつつも、義務論を導入することによって多数派の少数派に対する暴力を押しとどめようということなのである。

⁸ Singer, pp. 8-9. 邦訳、30 頁。

⁹ Rollin, p. 11. 邦訳、13～14 頁。

¹⁰ Rollin, p. 11. 邦訳、14 頁。

第3節 倫理学における「権利」と一般語法としての「権利」

人間社会における少数派の権利蹂躪の例としてもっともわかりやすいのは、ナチス・ドイツにおけるユダヤ人迫害および虐殺であろう。少なくとも当時ドイツ人の圧倒的支持を得ていたナチ政権が、少数派ユダヤ人の権利剥奪を行ったのであるから。

人間の場合には、たとえ少数派であっても不可侵の権利が個人にはあるという信念がそれに対する侵害の防波堤となる。歴史的にこのような権利概念は動物には適用されてこなかったが、人の場合と同じではないにせよそれに準じるものとして動物にも権利概念を適用すべきだというのが、ローリンをはじめとする「動物の権利」論者の主張なのである。この点においてシンガーは断じて「動物の権利」論者ではない。たとえ彼が『動物の権利』¹¹という邦題のついたアンソロジーの編者であってもだ。おそらく倫理学上の「権利」論よりも緩い「権利」という語の使用が一般社会において許容されているのであろうが、少なくとも動物倫理学の議論において「権利」という語を適当に使用するの議論を混乱させる致命的な誤りであると言わねばならない。

第4節 ローリンの動物倫理思想

それではローリンの動物倫理思想はどのようなものなのか。それは功利主義と義務論の統合とも折衷とも表現しうるものである。そもそもローリンの思想のベースは「常識 (Common Sense) の哲学」である。彼は明示していないが、いわゆるスコットランド学派の「常識の哲学」¹²の中で思考している。その上で動物に「道徳的主体性＝権利」を認めようというのであるが、その際重要となるのがアリストテレスの用語「テロス (telos)」である。ギリシア語のテロスは「目的」と訳されることが多いが、ローリンはこれに「本来の性質」という意味を込めて使用している。動物本来の性質がテロスという語で指示さ

¹¹ Peter Singer ed., *In Defense of Animals*, Blackwell, 2006. (ピーター・シンガー編 戸田清訳『動物の権利』技術と人間、1986年)。このアンソロジーにシンガーは論文を寄せておらず、プロローグとエピローグを書いている。

¹² 現在入手しやすいものとしては Paul A. Böer, Sr. ed., *Selections from the Scottish Philosophy of Common Sense*, Veritatis Splendor Publications, 2021 がある。また、このテーマについてのアンソロジーとしては青木裕子・大谷弘編著『「常識」によって新たな世界は切り拓けるか：コモン・センスの哲学と思想史』晃洋書房、2020 年がある。

れているのである。犬の犬らしさ、ブタのブタらしさといったものがローリンのいう「テロス」である。その本来の性質が尊重されること、これがローリンにおける動物の「権利」なのである。

伝統的に「権利」という語は「人権」という意味で使用されてきたし、その際「権利」とは理性的存在に帰属するものと考えられてきた。それについてローリンは、たとえ理性的存在のグループが「権利」を発見したからといって、それを理性的存在でないものに拡張してはいけない、ということにはならないと論じる¹³。人間の中にも「理性的」というカテゴリーにあてはまらない者たちが存在する。認知的に不自由な人々がそれにあたる。それでも人間は、このような人々をも、いや自分の権利を主張できない存在であるからこそ、その権利を守るために道德の主体＝権利の主体として認めてきたのであった。

現代史は人々の認識の変化によって権利の帰属先を自覚的に拡大してきた歴史である。シンガーもローリンも前提にしているのは、黒人の解放や女性の解放という社会運動の文脈である。もちろん黒人も女性も人間なので、当然もともと道德的主体であったはずだが、実際には奴隷として、あるいは奴隷同様の存在として権利行使から疎外されてきたのであった。それをひとつひとつ本来あるべき権利の帰属先として社会が認めるようになってきたのである。そしてついに動物に目が向けられるようになった。動物は人間ではない。ひと昔前ならば議論はここで終わった。しかし現代人は動物がもっと「正しく」扱われるべきではないかという問題意識を持つようになった。そもそも人間のための動物利用に資するべく発展してきた獣医学でさえも、動物のニーズを満たすことを考慮せざるをえない時代なのである。社会全体の考え方が変化するとき、常識が変化する。変化した常識を言語化して提示するのが哲学者の務めである。

第5節 シンガーの立場とローリンの立場の関係

シンガーは動物に対する社会の見方の変化を言い表すために「種差別」という概念を提案した。人間といい動物といっても、喜びや苦痛を感じる存在である点は共通している。それならば、種の違いに注目する必要はないのではないかというのである。この一見妥当

¹³ Rollin, p. 152. 邦訳、186 頁。

な要求は、しかし大きな副作用を持っており、少数派の抑圧のほかに、「感覚のない存在」を保護する必要がないという急進的な結論を導く。それゆえ、人であっても動物であっても「感覚がない」と判断されれば実験等に使用することができることになる¹⁴。それは功利主義の貫徹ではあるが、控えめに言っても議論の余地が大きい。つまり社会的常識から乖離している。ローリンはこのような考えを端的に退ける¹⁵。そして「種差別撤廃」ではなく人間のものとして発達してきた権利概念を動物にも準用しようと提案するのである。これは動物利用撤廃の要求ではなく、人道的な動物利用の提案である。ここに至って「動物の権利論＝動物利用禁止」対「動物の福祉論＝動物の利用容認」という図式が動物倫理的に誤っていることが明らかとなる。少なくとも不正確である。シンガーは動物の権利概念に基づいて動物利用を禁止することを求めているのではないし、ローリンは動物の権利概念を認めながら動物利用を容認しているからだ。

おわりに

以上見て来たところから、「動物の権利論」が急進的動物利用禁止の立場であり、「動物の福祉論」が穏健な動物利用容認の立場だというのが誤った認識であることは明白である¹⁶。このような図式は、もちろんシンガーやローリンが作ったものではなく、倫理教育における過度の単純化がもたらした誤謬である。近年獣医系大学のコア・カリだけでなく高等学校『倫理』の教科書にも動物倫理についての記述があるというので、新旧課程 12 冊ほどの教科書を調べてみたが、新課程の教科書には環境倫理の「自然の基本権」が触れてあり、自然には動物も入ることは自明だが、特に動物倫理に言及しているわけではな

¹⁴ Cf. Peter Singer, *Unsanctifying Human Life*, Blackwell, 2002. ピーター・シンガー著 浅井篤・村上弥生・山内友三郎監訳『人命の脱神聖化』晃洋書房、2007 年。この点については Rollin, pp. 155-6 邦訳、190～191 頁も参照されたい。

¹⁵ Rollin, p. 149 邦訳、182 頁参照。

¹⁶ これは「図式」をそのままにして、単に「シンガーは権利論者ではなく福祉論者であり、ローリンは福祉論者ではなく権利論者である」と思想の帰属を正すことで是正される問題ではない。実際には権利論に立っていないシンガーの方が権利論者のローリンよりも動物利用に関して厳しいと評価できるからだ。図式といい帰属といい、これはいわゆる “Doubly Difficult” な状況であるといつてよい。

い。高等学校倫理の学習参考書『基礎からわかる倫理』¹⁷には、環境倫理の「自然の基本権」から直接的にピーター・シンガー『動物の解放』への言及がある。システムに注目する環境倫理と個体に注目する動物倫理の相違だけでも明確にしてほしいところではあるが、この参考書においてはシンガーの名前と「動物の生存の権利」がセットになっているため、誤解を招く記述であると言わざるをえない。シンガーが動物の権利論者であるかのような記述は、倫理的には誤りであり修正が求められる。

哲学や倫理学といった一般の人にはとっつきにくいと思われる分野、しかも非常に新しい動物倫理・獣医倫理のような領域について、なるべくわかりやすく記述したいという意図は理解できなくはない。しかしだからといって学問的に誤った内容を教えてよいということにはならない。「動物の権利」概念のような重要な論点については、たとえやや複雑な議論が必要になったとしても、正確な記述をするべきであろう。

引用文献

Böer, Paul A., Sr. ed. *Selections from the Scottish Philosophy of Common Sense*. Veritatis Splendor Publications, 2021.

Rollin, Bernard E. *A New Basis for Animal Ethics: Telos and Common Sense*. Columbia: University of Missouri Press, 2016.

(バーナード・ローリン著 高橋優子訳、『動物倫理の新しい基礎』、三揚社、2019年。)

Singer, Peter. *Animal Liberation: The Definitive Classics of the Animal Movement*. Updated Edition. New York: Harper Collins, 2009.

(ピーター・シンガー著 戸田清訳、『動物の解放 改訂版』、人文書院、2011年。)

_____. *Unsanctifying Human Life*. Blackwell, 2002.

(ピーター・シンガー著 浅井篤・村上弥生・山内雄三郎監訳、『人命の脱神聖化』、晃洋書房、2007年。)

_____. ed. *In Defense of Animals: The Second Wave*. Blackwell, 2005.

(ピーター・シンガー編 戸田清訳、『動物の権利』、技術と人間、1986年。)

¹⁷ 藤田正勝著『理解しやすい倫理（新課程版）』文英堂、2015年。とくに308頁を参照。著者は①環境倫理から導かれる「自然の生存権」を紹介し、②自然の生存権には人間だけでなく動物、植物等も含まれると述べ、③動物の生存の権利について触れた直後シンガー『動物の解放』の説明に至っている。

青木裕子・大谷弘編著、『「常識」によって新たな世界は切り拓けるか：コモン・センスの哲学と思想史』、晃洋書房、2020 年。

池本卯典・吉川康弘・伊藤伸彦監修、『獣医学教育モデル・コア・カリキュラム準拠 獣医倫理・動物福祉学』、緑書房、2013 年。

農林水産省、「獣医師国家試験出題基準 平成 26 年度改正」(https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/shiken/pdf/kijyun_20140904.pdf)

藤田正勝著、『理解しやすい倫理（新課程版）』、文英堂、2015 年。